

① 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（地域生活支援促進事業）

令和2年度要求額：771,539千円（令和元年度予算額：532,733千円）

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業

令和元年度予算額：40,579千円

※地域生活支援事業、社会福祉施設等施設整備費計上分除く

①…障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科病院等の医療機関、地域援助事業者、自治体担当部局等の関係者間の顔の見える関係を構築し、地域の課題を共有化した上で、包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

＜実施主体＞ 都道府県・指定都市・特別区・保健所設置市

②…◆国において、地域包括ケアシステムの構築の推進に実践経験のあるアドバイザー（広域・都道府県等密着）から構成される組織を設置する。

◆都道府県・指定都市・特別区は、広域アドバイザーのアドバイスを受けながら、都道府県等密着アドバイザーと連携し、モデル障害保健福祉圏域等（障害保健福祉圏域・保健所設置市）における、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進する。

◆関係者間で情報やノウハウの共有化を図るため、ポータルサイトの設置等を行う。

＜参加主体＞ 都道府県・指定都市・特別区

※①及び②の事業はそれぞれ単独で実施することも可能

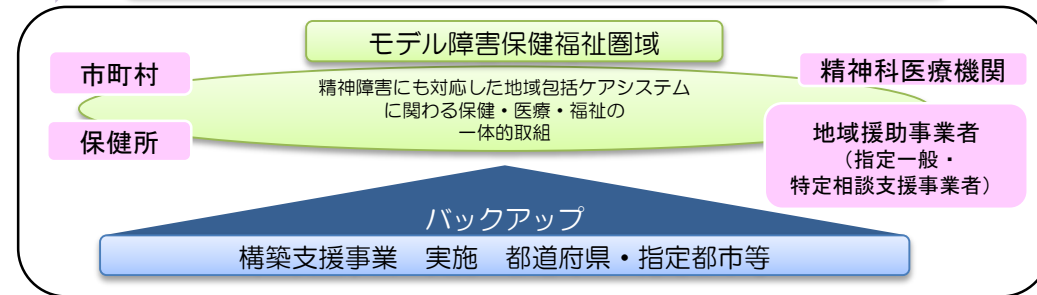
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業（事業①）

【事業内容】（1は必須）

1. 保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置
2. 普及啓発に係る事業
3. 精神障害者の家族支援に係る事業
4. 精神障害者の住まいの確保支援に係る事業
5. ピアサポートの活用に係る事業
6. アウトリーチ支援に係る事業
7. 措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続支援に係る事業
8. 精神障害者の地域移行関係職員に対する研修に係る事業
9. 入院中の精神障害者の地域移行に係る事業
10. 包括ケアシステムの構築状況の評価に係る事業
11. 構築推進サポーター事業（新）
12. 精神医療相談事業
※精神科救急医療体制整備事業からの組み替え
13. その他、包括ケアシステムの構築に資する事業

※

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築支援事業（事業②）



◆個別相談・支援（電話、メール）、現地での技術的助言、都道府県等研修への協力 等

国（構築支援事業事務局）

全国会議の企画・実施、シンポジウムの開催、アドバイザー（広域・密着AD）合同研修会の開催、自治体ブロック会議へのアドバイザー派遣（新）、地域包括ケアシステム構築に係る手引の作成、地域包括ケアシステム構築状況の評価 等

構築推進サポーター事業（構築推進事業の新規補助メニューとして）

<現状と課題>

◎精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、精神障害者の地域移行支援サービスを活用することが重要な要素の1つであるが、うまく活用されていない実態がある。

（理由）医療機関としては、地域移行支援サービスの知識がないことや手続きの煩雑性など。

指定一般相談支援事業所としては、専門性が不足しているなど基盤が脆弱（地域移行支援の経験がない）など。

<うまく活用されるようにするための方法>

- 指定一般相談支援事業所が地域移行支援のノウハウを持つ
- 医療機関に対する地域移行支援サービスの活用に係る情報提供や手続きに係る知識を持つ
- **構築推進サポーター事業を活用する**

<構築推進サポーター事業>

（主な業務内容）

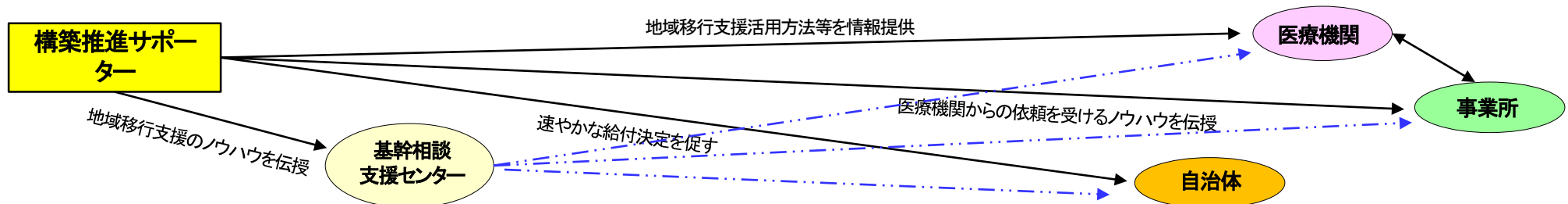
自治体等関係機関が退院前の精神障害者や退院後の精神障害者の支援を行うに際し、構築推進サポーター（※）が各種福祉サービスの利用方法、活用方法に係る必要な助言や指導等を医療機関や指定一般相談支援事業所等に行うとともに、取組に係る意識啓発を行う。

※想定される職種

- ・ 都道府県等密着アドバイザー
- ・ 精神保健福祉士またはこれと同等程度の知識を有する者のうち、地域包括ケアシステムの構築に必要な体制整備の総合調整能力を有する者として自治体を選定した者（地域援助事業者等）

※想定される業務

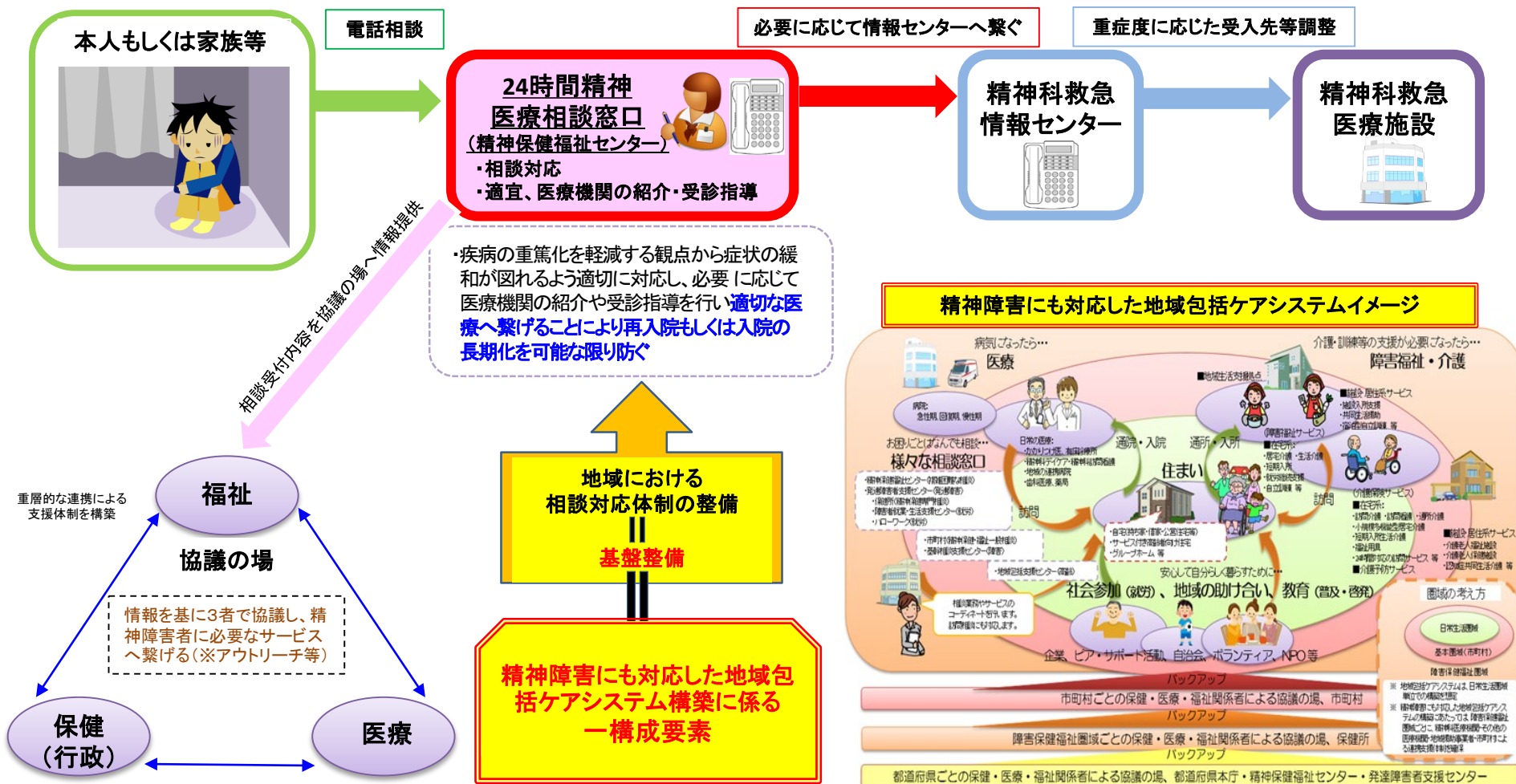
- ・ 病院や施設等の関係機関に対する協力要請、地域資源に係る情報提供【対医療機関】
- ・ 退院後支援計画に対する必要な助言、指導【対事業所、自治体、（基幹相談支援センター）】
- ・ 課題解決に関する助言、指導【対医療機関、事業所、自治体、（基幹相談支援センター）】
- ・ 自治体等が開催する研修会の講師【対医療機関、事業所、自治体、（基幹相談支援センター）】 等



精神医療相談事業の組み替えについて

■精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、障害保健福祉圏域ごとの医療・保健・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築し、精神障害者が地域の一員として自分らしく暮らすための基盤整備を計画的に進めていくことが必要。

これまで精神科救急医療体制整備事業の中で実施してきた精神医療相談事業については、「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念を実現し、地域包括ケアシステムの構築を進めるための重要な役割を有し、事業の性格から福祉的側面を持つものでもあるため、同相談事業を地域包括ケアの事業に組み替えることとする。



医療機関における多職種連携等及び地域における居住の確保等による 継続的な地域生活支援に関するモデル事業

- 医療機関における多職種連携等による地域生活支援機能の強化及び地域における住まいの確保により、精神障害者の継続的な地域生活を実現するため、モデル事業を実施 【令和2年度要求 2.3億円】

